

# 緑の基本計画ダイジェスト版

## 【策定の目的】

「緑の基本計画」は、緑地の保全・活用、道路や学校などの公共施設の緑化、民有地における緑地の保全や緑化、緑化意識の普及・啓発等、みどりの保全・活用や緑化推進を総合的・計画的に推進することを目的としています。

## 【緑の現況量】

- ・東海村の樹林地面積は**537.01 ha**であり、村全域の**14.3%**（行政面積3,748 ha）を占めます。
- ・村民1人当たりの都市公園等の面積は、市街化区域において**2.6 m<sup>2</sup>/人**、村全域においては**11.64 m<sup>2</sup>/人**となっています。

## 【目標水準】

目標量

### 現況量

を保全することに努めます

村民の森・保存樹木等の指定を行い、  
**適切に管理されたみどり**  
**多様な生き物が生息・生育**  
**できるみどり**  
**村民が満足できるみどり**  
の質的向上に努めます

村民1人当たりの都市公園等の面積

**市街化区域**  
**10.9 m<sup>2</sup>/人**

**村全域**  
**15.44 m<sup>2</sup>/人**

## みどりの将来都市像

『共にみどりを守り、活かし、育て、伝える』

- ① いのちを大切に安全と快適の溢れるまち
- ② みどり豊かで魅力とやすらぎの漂うまち
- ③ 自然と共生した潤いと癒しのあるまち
- ④ 最先端科学と伝統文化を包み込む村民・事業者・行政が協働により光輝くまち

## 【みどりの将来都市構造の基本的な考え方】

- ①みどりの骨格の形成
- ②みどりの拠点の形成
- ③みどりのネットワークの形成
- ④みどりの市街地の形成
- ⑤みどりの質の向上
- ⑥村民・事業者・行政のネットワークの構築
- ⑦自然との共生



## 【将来都市構造図】



**【基本施策】**

施策の方向性	課題	内容
<b>みどりの保全と活用</b>	①河川や溜池などの水辺の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道整備の促進</li> <li>・クリーン作戦の実施継続</li> </ul>
	②臨海部の緑地の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業主体との協働した保全体制の整備</li> <li>・砂丘及び防砂林等の保全</li> </ul>
	③斜面緑地，平地林，谷津田の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・村民の森，保存樹木等の指定</li> <li>・連続性のある斜面緑地空間の確保</li> </ul>
	④歴史的文化的拠点に付随するみどり環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・村民の森，保存樹木等の指定</li> <li>・地域活動，コミュニティの場としての活用</li> </ul>
	⑤みどり豊かな屋敷林等のある集落地の保全	<ul style="list-style-type: none"> <li>・村民の森，保存樹木等の指定</li> <li>・地域の実情に応じた秩序ある土地・建物利用の誘導</li> </ul>
<b>身近なみどりの整備と推進</b>	①都市公園の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市街化区域内における身近な都市公園の設置，整備</li> <li>・住環境にうおいを与える緑地としての舟石川近隣公園の整備，森林公園や親水公園としての神楽沢近隣公園の整備</li> </ul>
	②公共緑地や民間施設緑地の活用と創出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・役場庁舎や文化・コミュニティ施設などの緑化の促進</li> <li>・アダプト制度の拡充・支援</li> </ul>
	③人とみどりの交流の場の創出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各地区のみどりの活動や公園整備の促進</li> <li>・みどりの活動団体や先導者の育成・支援</li> </ul>
	④みどりのルートの形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水とみどりを結ぶ道を活かしたウォーキングコース，サイクリングコースの設置検討</li> <li>・遊歩道，せせらぎなど環境整備の促進</li> </ul>
	⑤市街地の緑化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生垣設置補助事業や緑化木配布事業を活用したみどりの景観づくり</li> <li>・市街地，住宅団地における緑の街の指定</li> </ul>
<b>みどりのまちづくりを支えるしくみ</b>	①普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報交換や研修などが行なえる交流拠点づくり</li> <li>・みどりの活動団体の育成・支援</li> </ul>
	②体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政内・外における弾力的で効率的な組織の整備の検討</li> <li>・活動団体や組織などへの協力要請</li> </ul>
	③ルールの確立・推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑の街の指定に関する協定の推進</li> <li>・自治会，活動団体などへの支援制度の検討</li> </ul>

**【保全配慮地区の設定】**

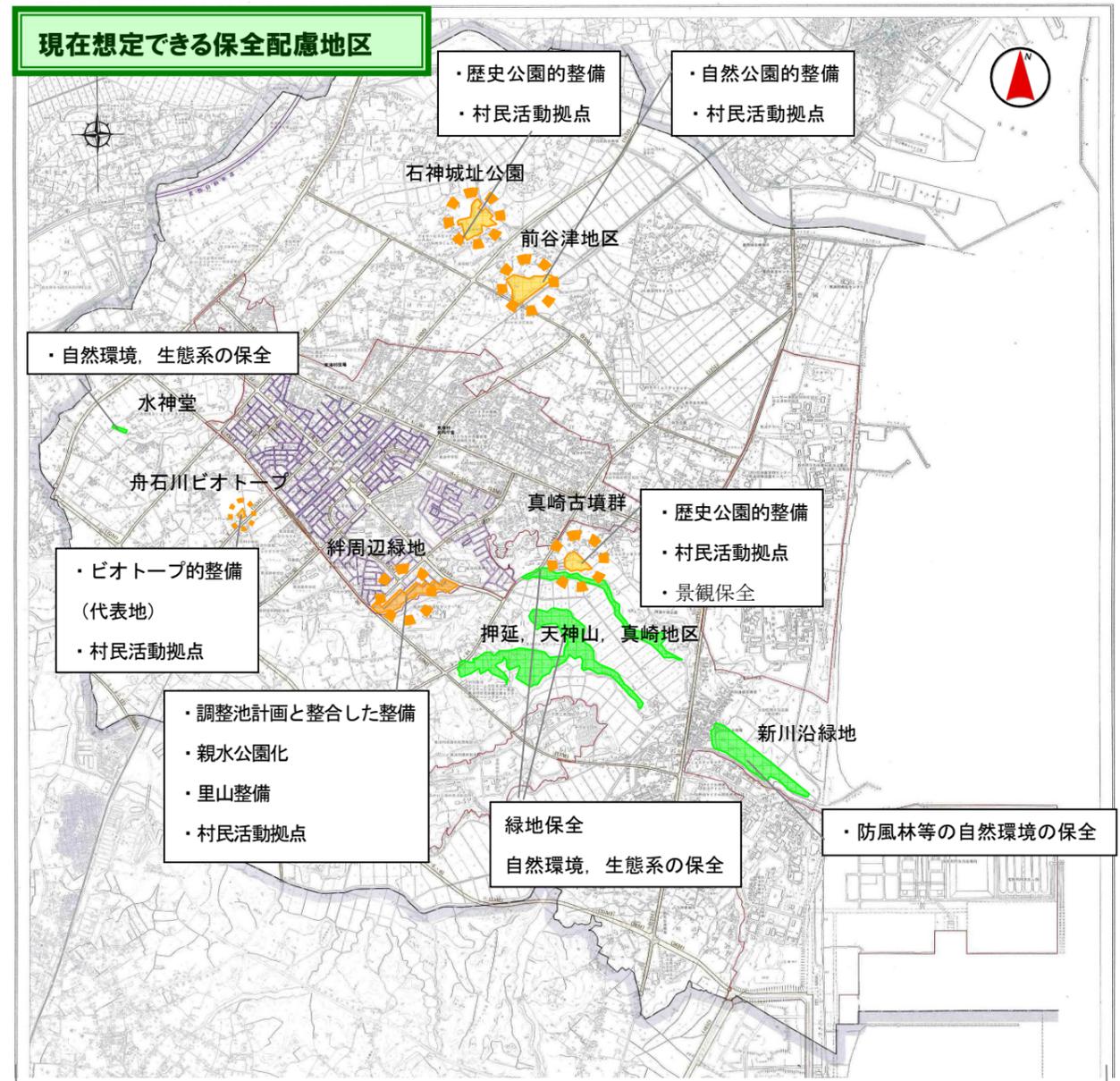
本村において，地域活動により緑地の保全が図られている地区や保全を必要としている地区があります。それらの活動及び保全を促進するために，下記の指標に基づき保全配慮地区を設定します。

**【保全配慮地区の指標】**

- ① 地域の保全活動等が継続的かつ効果的に行われている地区
- ② 都市環境を守るために，緑地の保全を図る必要がある地区
- ③ 動植物の生息地または生育地として適正に保全する必要がある地区
- ④ 地域の歴史，風俗習慣等の文化的関わりを持つ地区

支援方法

- ・用地の取得
- ・村民の森等の指定
- ・活動団体への支援など



【問合せ】 東海村建設水道部都市政策課緑化推進担当  
 TEL 282-1711 (内線1244) FAX 282-2145  
 E-mail toshiseisaku@vill.tokai.ibaraki.jp